歴史的風致形成建造物の指定候補物件について

資料４

１　歴史的風致形成建造物指定候補物件

　　常徳院（門）　長野市大字長野元善町６１５

２　これまでの経過

　令和２年10月24日　所有者から文化財課へ登録有形文化財の現状変更について相談

　令和２年12月３日　所有者から都市政策課へ建造物の修理について相談

　令和３年１月20日　所有者から歴史的風致形成建造物指定提案書を受領

３　今後の予定

　令和３年２月22日 令和２年度 第２回長野市歴史的風致維持向上協議会

歴史的風致形成建造物指定の候補について報告

　令和３年４～８月　長野市歴史的風致維持向上協議会による現地視察

　令和３年４～８月　所有者から歴史的風致形成建造物指定同意書を受領

　令和３年４～８月　長野市教育委員会から歴史的風致形成建造物指定意見書を受領

　令和３年８～９月　歴史的風致形成建造物の指定、公告

４　長野市歴史的風致維持向上計画上の位置付け

　長野市歴史的風致維持向上計画（以下「歴史まちづくり計画」という。）第８章１「歴史的風致形成建造物の指定の方針」の中に「本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものを歴史的風致形成建造物として指定する。」と記載されている。

→ 常徳院（門）は、弥栄神社境内の上西之門通りを挟んだ南西側に位置しており、弥栄神社の御祭礼にみる歴史的風致を形成している。

５　歴史的風致形成建造物の指定基準

　歴史まちづくり計画第８章１「歴史的風致形成建造物の指定の方針」の中に記載されている「◎歴史的風致形成建造物の指定基準 １ 文化財保護法（昭和25年法律第215号）第57条第１項に基づく登録有形文化財、同法第132条第１項に基づく登録記念物」に該当する。

６　歴史的風致形成建造物の指定までの流れ

※歴史的風致形成建造物の指定は、建造物の所有者等（共同所有等、所有者が複数おられる場合は、その全ての方）の意見を聞いて行うものであり、強制するものではございません。所有者等の承認を得られない場合は、歴史的風致形成建造物の指定の手続きを行いません。

長野市・所有者等

建造物の所有者等

への制度説明

同意

現地調査

資料作成

確認

第三者機関から意見聴取

（長野市歴史的風致維持向上協議会）

指定

指定通知

標識の設置

教育委員会からの

意見聴取

指定同意書の提出

同意書の提出

個別事前相談

（１）長野市は、歴史的風致形成建造物の指定の候補となる建造物（以下「候補建造物」という。）の選定を行います。また、建造物の所有者等から指定の提案も可能です。

（２）候補建造物の所有者等の方に制度の説明を行い、指定に向けてご相談等をさせていただきます。

（３）歴史的風致形成建造物の指定について、所有者等の同意が得られましたら、資料作成に伴う調査のご相談をさせていただきます。

（４）歴史的風致形成建造物の指定に際し、必要となる図面・調書等の資料作成のため、候補建造物の調査を行います。

（５）作成した資料について、所有者等にご確認していただきます。

（６）歴史的風致形成建造物の指定について、第三者機関（長野市歴史的風致維持向上協議会）から意見の聴取を行います。

（７）長野市歴史的風致維持向上協議会から意見結果に基づき、長野市が候補建造物を歴史的風致形成建造物に指定します。

（８）建造物の所有者等に歴史的風致形成建造物の指定通知をお渡しするとともに、標識設置をお願いします。

７　歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項指定に伴う支援（計画書抜粋）

(1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、別の法律または条例に基づいて指定等がされている建造物については、その法令に基づき適正に維持・管理を行う。その他の建造物については、歴史的風致を形成している特性・価値に基づいて適正に維持・管理を行う。

歴史的風致形成建造物は、歴史的風致の維持及び向上のために積極的な公開、活用を図るものとする。特に公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を行う。

歴史的建造物の構造や建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や形態の保存または復原に努める。

　(2) 個別の事項

　　　登録有形文化財（建造物）、景観重要建造物及び市独自条例に基づき指定または登録された建造物については、外観の維持・保存を基本とする。民間所有の建造物においては、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、必要な技術的指導助言を踏まえて実施するものとする。

８　歴史的風致形成建造物の指定に伴う支援

歴史的風致形成建造物の指定を受けた建造物については、予算の範囲内において、修理・修景に係る補助を受けることができる。

補助制度を活用する場合、長野市と所有者で一般公開に関する協定を締結する。なお、外観のみを一般公開とすることも可能。

＜協定内容＞　・公開範囲　・協定期間　・建造物の維持、管理及び変更に関する事項

・その他

９　歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等

(1) 所有者の管理義務

・歴史的風致形成建造物の指定を受けた建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障をきたさぬよう、適切に管理する義務が生じる。

(2) 増築等の維持、保全、継承に伴う制約

・建造物の増築、改築、移転又は除却を行う場合には、着手する日の30日前までに、市長に届け出る必要がある。市長は、建造物の保全に支障を来たすものであると認めた場合には、設計の変更等の措置を講ずべき旨を勧告することができる。

・指定を受けた建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物もしくは重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に指定された場合、又は滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅した等の場合は、指定を解除する。

・建造物の所有者が変わった時には、新しい所有者は、市長に届出が必要となる。